平成２１年（フ）第１３６７号
北九州市八幡西区上上津役５丁目16番23号
債務者　曽我部ちづる
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第１４６０号
北九州市小倉南区沼本町４丁目13番12―306号
債務者　宇賀圭一郎
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第１４６８号
北九州市門司区大字伊川1995番地２
債務者　齊藤　義晴
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第３３７号
沖縄県那覇市字上間598番地１　上間マンション306
債務者　瀬底　秀之
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２１年（フ）第４３１号
沖縄県那覇市久米２丁目24番19号　ドミール久米203
債務者　友利　真子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２１年（フ）第４４８号
沖縄県那覇市識名１丁目５番５号　嘉数アパート301
債務者　古堅　ユミ
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２１年（フ）第４６５号
沖縄県南城市佐敷字新開１番地238　シャンボール佐敷225号
債務者　山本かつ子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２１年（フ）第５３５号
沖縄県那覇市安里２丁目４番17―202号　ライオンズマンション安里
債務者　眞玉橋八重子（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２１年（フ）第２３５号
宮城県石巻市渡波字黄金浜16番地６
債務者　阿部　和昭
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係
平成２１年（フ）第１７２２号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地116棟203号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の18
債務者　野村　　直
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第１７２３号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番410―503号、従前の住所神戸市垂水区狩口台１丁目11番201号
債務者　野村　真吾
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第１０１５号
熊本市清水新地２丁目１番78号　セジュールトキ202
債務者　星野奈緒美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第１２６号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲1111番地
債務者　長村香代子（旧姓上妻）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２１年（フ）第１２７号
熊本県玉名郡玉東町大字原倉2141番地４
債務者　大城戸勝広
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２１年（フ）第１６２号
岐阜県美濃加茂市三和町川浦1418番地１　三和市営住宅Ａ－９
債務者　市川　邦子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２１年（フ）第１１５１号
北九州市八幡西区折尾４丁目26番９号
債務者　増岡　和美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第１３５７号
北九州市八幡東区枝光４丁目15番13―202号
債務者　廣光　亜紀
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部